

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美祢市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山口県美祢市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、資格確認書等・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払</p> <p>・次の事務については、番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 (1)被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 (2)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	<p>国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。)、団体内統合宛名システム、中間サーバー</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2, 3, 6, 13, 27, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 141, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48, 69, 70, 71の項</p> <p>(オンライン資格確認事務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美祢市市民福祉部市民課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5231

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美祢市市民福祉部市民課 759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 0837-52-5231
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバーの利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い下記の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とすること。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏洩・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠): 27,42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第 1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 (情報照会の根拠):第20,25,26条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠): 27,42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第1,2,3,11の2,12の 5,15,20,25,41の2,49,55の2,59の3条 (情報照会の根拠):第20,25,26条	事後	
平成28年10月28日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 杉原功一	市民課長 鮎川弘子	事後	
平成28年10月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成28年10月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠): 27,42,43,44,45の項	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106 の項 (別表第二における情報照会の根拠): 27,42,43,44,45の項	事後	
平成29年5月29日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 鮎川弘子	市民課長 中嶋一彦	事後	
平成29年5月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市民課長 中嶋一彦	市民課長	事後	
令和1年5月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月24日 時点	事後	
令和1年5月24日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)
令和2年6月20日	表紙-公表日	令和1年5月24日	令和2年6月20日	事後	再評価の実施
令和2年6月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月24日 時点	令和2年6月20日 時点	事後	再評価の実施
令和3年2月28日	I-1-1-②事務の概要		(※下記を追加) ・次の事務については、番号法別表第二に基づ き、情報提供に必要な情報を「副本」として装 備した中間サーバーを介して情報提供ネットワ ークシステムに接続し、各情報保有機関が保有す る特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて 行う。 (1)被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情 報を国保情報集約システムと連携 (2)オンライン資格確認等システム稼働に向けた 準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 の取得等	事後	
令和3年2月28日	I-1-1-③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞 納管理システム、団体内統合宛名システム、中 間サーバー	国民健康保険システム、収納管理システム、滞 納管理システム、国保総合システム及び国保 情報集約システム(以下「国保総合(国保集約) システム(*)という。)、団体内統合宛名シス テム、中間サーバー * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合 会に設置される国保総合(国保集約)システ ムサーバー群と、市区町村に設置される国保 総合PCで構成される。	事後	
令和3年2月28日	I-1-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第24条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106 の項 (別表第二における情報照会の根拠): 27,42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第1,2,3,11の2,12の 5,15,20,25,41の2,49,55の2,59の3条 (情報照会の根拠):第20,25,26条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106 の項 (別表第二における情報照会の根拠): 42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第1,2,3,4,5,12の3,19,20,22 の2,24の2,25,31の2,33,43,44,46,49,53条 (情報照会の根拠):第25,25の2,26条	事後	
令和3年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年6月20日 時点	令和3年2月28日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和8年2月27日	I-1-②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の 得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用 認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等 の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用し ている。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理 等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分 等の確認・支払 ・次の事務については、番号法別表第二に基 づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装 備した中間サーバーを介して情報提供ネットワ ークシステムに接続し、各情報保有機関が保有す る特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて 行う。 (1)被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情 報を国保情報集約システムと連携 (2)オンライン資格確認等システム稼働に向けた 準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 の取得等	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の 得喪・変更等の管理、資格確認書等・限度額適 用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費 等の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用し ている。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理 等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分 等の確認・支払 ・次の事務については、番号法別表第二に基 づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装 備した中間サーバーを介して情報提供ネットワ ークシステムに接続し、各情報保有機関が保有す る特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて 行う。 (1)被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情 報を国保情報集約システムと連携 (2)オンライン資格確認等システム稼働に向けた 準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 の取得等	事後	
令和8年2月27日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表44の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和8年2月27日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106 の項 (別表第二における情報照会の根拠): 42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第1,2,3,4,5,12の3,19,20,22 の2,24の2,25,31の2,33,43,44,46,53条 (情報照会の根拠):第25,25の2,26条	(情報提供の根拠)番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 2, 3, 6, 13, 27, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 141, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 (情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 48, 69, 70, 71の項 (オンライン資格確認事務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第 113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和8年2月27日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	
令和8年2月27日	IVリスク対策	なし	追加		様式変更(評価項目追加)